

## 江津市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることにより、市民の生命と財産を守ることを目的として、市民が自ら行う木造住宅の耐震診断等の実施に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、江津市補助金等交付規則(平成2年江津市交付規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅(在来軸組構法、枠組壁構法、伝統的構法によるもので、階数が2以下に限る。)をいい、併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)を含む。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づいて、建築士事務所に所属する建築士が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震補強計画 耐震診断により上部構造評定が1.0未満とされた木造住宅を、建築士事務所に所属する建築士が作成する当該評点を1.0以上に向上させるための計画をいう。
- (4) 耐震改修 耐震診断により上部構造評定が1.0未満とされた木造住宅を、建築士事務所に所属する建築士の作成した耐震補強計画に基づき、1.0以上に耐震性を向上させる改修工事をいう。
- (5) 解体除却 耐震診断により上部構造評定が1.0未満とされた木造住宅を解体し除却することをいう。
- (6) 建築士事務所 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する建築士事務所をいう。
- (7) 建築士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市に存する木造住宅を所有している者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとし、補助対象経費には消費税を含まないものとする。

(1) 耐震診断の補助事業 一般耐震診断に要する費用の10分の9以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、60,000円を限度とする。

(2) 耐震改修の補助事業 耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とし、助成額からイの額を差し引いて補助金を交付する。

ア 耐震改修に要する費用の100分の80以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、100万円を上限とする。

イ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

(3) 解体除却の補助事業 解体工事に要する費用の100分の23以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、40万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手前に補助金等申請交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の補助事業

ア 当該住宅の付近見取図、配置図及び建物平面図、写真

イ 当該住宅に関わる登記事項証明書又はその他当該住宅の所有がわかるもの

ウ 当該住宅に関わる建築確認通知書の写し又はその他当該住宅の建築年月日がわかるもの

エ 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修の補助事業

ア 当該住宅の付近見取図、配置図及び建物平面図

イ 当該住宅に関わる登記事項証明書又はその他当該住宅の所有がわかるもの

- ウ 当該住宅に関わる建築確認通知書の写し又はその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- エ 耐震診断結果報告書の写し
- オ 耐震補強計画書の写し
- カ 耐震補強計画及び耐震改修に要する費用の見積書又はその写し
- キ その他市長が必要と認める書類

(3) 解体除却の補助事業

- ア 当該住宅の付近見取図、配置図及び建物平面図
- イ 当該住宅に関わる登記事項証明書又はその他当該住宅の所有がわかるもの
- ウ 当該住宅に関わる建築確認通知書の写し又はその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- エ 耐震診断結果報告書の写し
- オ 解体除却に要する費用の見積書又はその写し
- カ その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する交付申請を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条により交付申請が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、補助事業等完了実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断の補助事業

- ア 耐震診断結果報告書の写し
- イ 一般耐震診断に係る契約書及び領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修の補助事業

- ア 耐震改修の着工前写真及び施工状況写真、完了写真
- イ 耐震補強計画及び耐震改修に係る契約書及び領収書の写し
- ウ 耐震改修工事監理報告書
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 解体除却の補助事業

- ア 解体除却の着工前写真及び施工状況写真、完了写真
- イ 解体除却に係る契約書及び領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額せずに交付申請を行い、交付決定を受けた補助事業者は、前項の実績報告に際し当該消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、これを当該実績報告に係る補助金の額から減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第9条 市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、補助事業者に対して補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7条

第2項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を江津市木造住宅耐震化促進事業に係る消費税等仕入税額等報告書(様式第9号)により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月6日から施行する。

附 則 (平成22年12月27日告示第161号)

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成31年1月9日告示第2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月27日告示第179号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。